

平成 30 年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO2 削減支援事業）」 説明会の質問回答

質問事項	回答
<p>コンサル業者と組むことを考えている。別紙 2 の外注費になるか。委託費になるか。コンサル業者は共同事業者ではないと想定している。コンサル経費は全体経費額の半額以上となってよいのか。</p>	<p>外注（請負）費か委託費かについては、その発注内容に応じて判断してください。その経費については、事業全体に照らして適当な額であることが必要ですので、個別に相談してください。</p>
<p>廃棄物発電の CO2 排出量を計算する際、埋立抑制分の廃棄物から発生するはずだったメタンの削減分も考慮してよいか。</p>	<p>メタンの削減効果を加味して構いません。なお、廃棄物発電の CO2 排出量の計算については、ミャンマーにおける廃棄物発電に関する JCM 資金支援事業※が参考になるかと思えます。 ※http://gec.jp/jcm/jp/projects/14fs_my_a_02/</p>
<p>【様式 2】実施計画書の（CO2 削減効果）に書かれている「補助金額ベース」と「総事業費ベース」とはどのような意味か。</p>	<p>「補助金額ベース」には、今回補助金を受けて実施する事業の範囲での CO2 削減効果をご記載ください。「総事業費ベース」では今後の事業を含む全ての範囲での CO2 削減効果をご記載ください。</p>
<p>実施計画書のページ数に制限はあるか。</p>	<p>特に制限はありません。審査の対象となる資料となることに留意して作成ください。</p>
<p>申請した補助金所要額が減額されて採択された場合、辞退も可能か。</p>	<p>可能です。実際にそのような案件が生じた場合は、個別に相談させていただきます。</p>
<p>事業はいつから開始できるか。</p>	<p>採択後、できるだけ迅速に手続きを行い、交付決定後に事業を開始していただきます。交付決定については、本年 7 月中に行うことを目指していますが、手続きの都合上、遅れることもあります。</p>
<p>採択案件数及び 1 件あたりの金額の上限はあるか。</p>	<p>採択事業数及び金額の上限はございません。予算の範囲内で、申請内容により妥当な金額かどうか判断します。</p>